

東北地方太平洋沖地震に被害調査要領（案）

1 調査対象家屋

今回の被害調査は、東北地方太平洋沖地震に伴い、下記の被害のあった家屋を対象とする。

- ① 地震による家屋の全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
 - ② 火災による全焼、半焼
 - ③ その他
- 家屋には、申し出に応じ家財の損傷を含める。

2 広報

- ① 被害調査を行うにあたり、総務課広報公聴係は市民に対し、罹災証明の交付にかかる被害調査の実施について広報（行政連絡員依頼・ホームページ・ケーブルテレビ）を行い、周知するもの。

- ② 広報日

3月18日

3 被害調査対象の受付

- ① 市民からの罹災証明願いにより、罹災受付台帳を作成するもの。

- ② 受付窓口

各総合支所・市民生活課窓口

- ③ 受付期間

3月23日～3月31日（土・日除く）

- ④ 受付時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時（木曜日8時30分～19時）

4 被害調査実施体制

40人体制で2人1組とし、20班（梁川5班、保原5班、伊達2班、霊山4班、月舘4班）とする。→ 申し込み状況で班体制割合を考へる。

現在の災害業務の動員数を前提とすれば下記8名が限度のため、ほか32名は、各課、総合支所の協力が必要。

- ① 税務課資産税係 2名
- ② 税務課市民税係 2名
- ③ 都市計画課住宅 2名
- ④ 環境防災課防災安全係 1名
- ⑤ 市民生活課 1名

5 被害調査期間

申し出者がまとまりしだい被害調査を開始する。

伊達市葬場

相馬市の火葬受入れに伴う火葬回数等変更について

● 火葬回数と火葬施行時間の変更について

下表のとおり、4回→8回とします。

友引日は休場とします。

伊達市民の優先時間を設定します。(伊達市民の遺体火葬がない場

合は、相馬市等の遺体火葬を施行します。)

従来火葬開始 時間			3/21から当面の間の 火葬開始時間		
			1回目	8:00	
1回目	9:00	→	2回目	9:00	伊達市
2回目	10:00	→	3回目	10:30	伊達市
			4回目	11:30	
			5回目	13:00	
3回目	13:30	→	6回目	14:00	伊達市
4回目	14:00	→	7回目	15:30	伊達市
			8回目	16:30	